

宮崎県生活保護システム構築業務に係る企画提案競技実施要領

平成 30 年 4 月

宮崎県福祉保健部福祉保健課

1 趣旨

この要領は、生活保護法（以下「法」という。）に基づく法令、告示及び通知等に基づく行政に係る事務（以下「生活保護事務」という。）を行うことを目的とし、生活保護事務における業務の効率化、適正な保護実施に必要な正確性の確保、セキュリティ対策の向上、保守等を含めたシステム運用管理業務の効率化を図る企画提案を宮崎県（以下「甲」という。）が募集し、企画提案競技（以下「企画コンペ」という。）に参加した業者から本業務を委託する候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 企画提案及び契約の手順

一定の資格要件に該当する事業者から、公募により本業務に関する企画提案を受け、甲において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であると認めた提案を行った者と随意契約を締結する。

3 業務の概要

(1) 委託業務名

宮崎県生活保護システム構築業務

(2) 業務内容

別添「宮崎県生活保護システム構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 委託期間

契約の締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(4) 予算限度額

28,730,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 事務局

〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

宮崎県福祉保健部福祉保健課保護担当

（電話）0985-26-7075

（FAX）0985-26-7326

（E-mail）fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp

4 仕様書等の配布場所及び配布期間

(1) 配付資料

- ① 仕様書
- ② 「宮崎県サーバー統合基盤提供業務」サービス仕様書
- ③ 審査基準書
- ④ 応募様式集

(2) 配布場所

本要領3(5)の場所

(3) 配布期間

平成30年4月18日(水)から平成30年4月23日(月)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時15分まで)

※配布資料については、上記期間中宮崎県のホームページ(トップページ>県政情報>入札・調達・売却>委託業務)からダウンロードができる。

【ホームページアドレス <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>】

※資料の郵送を希望する者は、本要領3にある事務局まで問い合わせること。

5 参加資格

この企画コンペに参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱

(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者。

(2) この公告の日から契約が確定する日までのいずれの日においても、甲からの受注業務に関し、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていない者。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

(5) 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。)が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

(6) 過去に生活保護システム等構築に係る本業務相当以上の受託実績を有すること。

(7) プライバシーマークの資格を取得している者。

(8) 上記5(1)に規定する資格を有さない者で、企画コンペへの参加を希望する者は、次のとおり資格を得るための申請を行うこと。

① 申請先及び申請に関する問い合わせ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

宮崎市橘通東2丁目10番1号(宮崎県庁1号館1階)

電話:0985-26-7208

② 申請書類の受付期間

平成 30 年 4 月 23 日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く、午前 9 時から午後 5 時 15 分まで）とする。

6 スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 資格審査申請書提出期限 | 平成 30 年 4 月 23 日（月） |
| (2) 質問書受付期限 | 平成 30 年 4 月 24 日（火） |
| (3) 企画提案書提出期限 | 平成 30 年 5 月 1 日（火） |
| (4) プレゼンテーション実施 | 平成 30 年 5 月 8 日（火） |
| (5) 審査結果の通知 | 平成 30 年 5 月中旬 |

7 企画コンペの申請方法

(1) 資格審査申請書（参加申込書）の提出

本企画コンペに参加を希望する者は、次のとおり申請を行うこと。

① 提出書類

ア 企画提案競技資格審査申請書（様式第 1 号）

イ 業務実績書（様式第 2 号）

② 提出期限

平成 30 年 4 月 23 日（月）午後 5 時 15 分まで

③ 提出先

上記 3（5）事務局

④ 提出方法

持参、郵送、電子メール又はファクシミリ

※ 持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

※ 郵送の場合にあつては、配達証明付書類書留郵便に限る。提出期限必着。

※ 電子メール又はファクシミリで資格審査申請書（参加申込書）を送付した者は、企画提案書等提出時に原本を提出すること。

※ 郵送、電子メール又はファクシミリにより資格審査申請書（参加申込書）を受け付けた場合には、担当課から電話確認の連絡を行うので、申込み翌日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに連絡が無い場合には担当課に問い合わせること。（4 月 23 日に資格審査申請書（参加申込書）を提出した者は、当日中に担当課に対して電話で確認を行うこと。）

※ 資格審査申請書（参加申込書）の提出後に、企画提案競技を辞退する場合は、辞退届（様式第 3 号）を持参又は郵送により提出すること。なお、企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

なお、今回の企画コンペへの参加辞退については、今後、甲が実施する企画提案競技の審査に影響を及ぼすものではない。

⑤ 資格審査結果通知

資格審査結果については、申請者全員に平成30年4月25日（水）までに電子メールにて通知を行う。

(2) 質問及び回答

企画コンペに参加するに当たって質問事項がある場合は、次のとおり提出すると。

① 提出書類

質問票（様式第4号）

② 提出期間

平成30年4月24日（火）午後5時15分まで

③ 提出先

上記3（5）事務局

④ 提出方法

ア 提出方法は電子メール（アドレス：fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp）とすること。

イ 件名は「宮崎県生活保護システム構築業務に係る質問」とすること。

⑤ 質問への回答

質問者に対し質問受付日翌日から起算して土曜日、日曜日及び祝日を除く原則3日以内に回答するものとする。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 提案書表紙（様式第5号）

② 提案書（様式自由）

③ 要求機能要件チェックリスト（様式第6号）

④ 要求帳票要件チェックリスト（様式第7号）

⑤ 法人等の概要（様式第8号）

⑥ 業務実施体制（様式第9号）

⑦ 見積書、内訳書（様式自由）

(2) 提出部数

各9部（1部正本、8部写しを提出すること。）

(3) 提出期間

平成30年5月1日（火）午後5時15分まで

(4) 提出先

上記3（5）事務局

（5）提出方法

上記3（5）の場所まで持参又は郵送（郵送の場合にあつては、配達証明付書類書留郵便に限る。提出期限必着。）ただし、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

（6）要求機能要件チェックリスト、要求帳票要件チェックリストの留意事項

- ① 要求機能要件チェックリスト（様式第6号）、要求帳票要件チェックリスト（様式第7号）の様式で作成し、正本1部ずつ、写しを8部ずつ提出すること。
- ② 全てのページの「対応状況の可否」に回答し、提出すること。
- ③ 当該機能、帳票がシステムで実現できる場合は「対応可否」に”○”を、システムでの対応予定や運用による代替案が企画提案書に記載されている場合は、「対応可否」に”△”を記入し、代替案が示されている提案書のページ番号も併せて記入すること。実現不可能な場合は、「対応可否」に“×”と記入すること。

※ システムで実現できない要件がある場合は、システムでの対応予定や運用による代替案を示すことができる。なお、代替案が具体的に示されていない場合や本県が代替案を許容できないと判断した場合は失格となることもあるので注意すること。

（7）提案書（様式自由）の留意事項

- ① 用紙の規格はA4版（横書き。資料、図面等で必要な場合はA3版でも可）
- ② 審査基準書の各項目に従って提案内容をわかりやすく記載すること。
- ③ 日本語で表記すること。（専門用語については、必要に応じて用語解説を添付）
- ④ 通し番号を振り、目次を付けること。
- ⑤ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。なお、企画提案書の記載に際し、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこと。

（8）見積書の留意事項

- ① 見積書には、項目ごとに積算し、さらにその内訳（単価、工数等）を明記すること。様式は任意とし、9部（正本（代表者印を押印したもの）1部、副本（正本のコピーで可）8部）提出すること。
- ② 見積書については、契約期間（契約の締結日から平成31年3月31日まで）における生活保護システムの構築費用及び参考として来年度以降5年間の年度ごとの保守・運用費用をそれぞれ明記することとし、様式は自由とする。

なお、次の点に留意すること。

※ 今回の企画コンペで選定された最優秀提案者と来年度以降の契約を締結することを確定するものではないこと。

※ 来年度以降の保守運用契約を締結する場合、契約内容及び契約金額について

は、協議の上、変更する場合があること。

- ③ 様式は任意とし、宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ④ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。

9 審査

(1) 選定方法

「宮崎県生活保護システム構築業務委託業者選定委員会」において審査基準書に照らして審査を行い、評点が最も高い者を委託候補者として選定する。なお、参加者が1社のみの場合、審査基準書中の「7システム導入経費」の配点を除く評点の合計が5割以上の場合に委託候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション実施

提案についての説明及び質疑応答のため、提案書等の内容に基づくプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションには、本委託業務を担当予定の者の参加を必須とする。

① 日時 平成30年5月8日(火)14時から

② 場所 宮崎県庁7号館733号

③ 説明時間等

ア プレゼンテーションは企画提案書に記載した事項を基に行うこと。

イ 説明時間は30分以内とし、説明終了後、必要に応じて甲から30分以内で質問を行う。

ウ 説明順については、原則として、企画提案競技資格審査申請書の到着順とする。

④ 説明者

主たる説明者は、当該業務の総括責任者又は主たる担当者としてすること。

⑤ 選定結果の通知

選考結果は平成30年5月中旬に全参加者に対して書面で通知する。

⑥ その他

ア 審査は審査基準書に基づき行う。

イ 甲はプロジェクター(パソコンとの接続ケーブルを含む。)及びスクリーンを各1台準備するが、パソコン、追加のプロジェクター等を必要とする者は、各自で準備すること。

10 契約

(1) 甲は、最優秀提案を行った者(以下「最優秀提案者」という。)と業務内容に関する詳細について協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、

予算の範囲内で随意契約を行う。

- (2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

11 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

12 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者、または本要領 5 の要件を満たさなくなった者
- (2) 参加申込書、企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2 件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者
- (7) 2 者以上の代理人をした者
- (8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者

13 その他

- (1) 提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、提案者には返却しないものとする。なお、甲は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 本企画提案競技の参加により、甲から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 見積額については甲と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (5) 提案書等受付期間経過後は提案書等の差し替え及び追加・削除は、原則として認めない。
- (6) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。